

「軽微な変更」の取扱いに関する事前相談について

(平成22年6月1日施行 建築基準法施行規則の一部改正)

建築基準法施行規則の一部改正(平成22年6月1日施行)に伴い、建築基準法施行規則第3条の2第1項から第4項の各号のいずれかに該当するものであって、変更後の建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものであれば、軽微変更として取り扱うことができることとなりました。

これを受け、当財団では、中間・完了検査申請に先立ち、「軽微な変更」の取扱いに関するご相談を、随時、お受けいたします。

ご相談の際は、下記書類をご準備の上、担当者へご連絡をお願いいたします。

提出書類(各2部)

- ・軽微変更相談書(別記様式1)
- ・軽微変更項目一覧表(別記様式2)
(様式サイズ、体裁は、適宜、変更してください。)
- ・計画変更にした図面(マーカー色分けの変更前、変更後)
- ・特定行政との協議記録等(許認可を受けている場合)
- ・その他必要な書類

「軽微な変更」であることを確認した場合は、「軽微変更項目一覧表」に確認印を付して、1部をご返却いたします。

本書類は、円滑に相談業務を実施するために、任意でご提出いただくもので、法律等に基づくものではありません。このため、中間・完了検査申請時には、再度、検査申請書中に「確認以降の軽微な変更の概要」を記載していただくとともに、変更内容を記載した「軽微な変更説明書」及び「軽微変更項目一覧表」を提出していただくこととなりますのでご注意ください。

その他留意事項

中間・完了検査を円滑に実施させていただくため、検査ご申請前に変更内容を担当者までご連絡ください。

本紙内容につきましてご質問等ございましたら、下記までお問い合わせください。